

共済だより

栃木県市町村職員共済組合

<http://www.tochigi-kyosai.jp/>

第317号 平成30年7月

組合の現況 (平成30年6月1日現在)

組合員数……………16,793人

男……………10,977人

女……………5,816人

任意継続組合員数…181人

被扶養者数……………15,022人

所属所数……………41

市町……………25

一部事務組合等…16

「ライフサポートセミナー」

の参加者を募集します……………16

平成29年度決算が承認されました……………2
被扶養者資格継続調査
を実施します……………7



満開のひまわり畑 (野木町)

Contents

- ・第3選挙区組合会議員の補欠選挙を実施しました……………2
- ・県内探訪「野木町」……………8
- ・個人番号による情報連携が開始されました……………10
- ・70歳以上の高額療養費の自己負担限度額が見直されます……………10
- ・ジェネリック医薬品を使用してみませんか……………10
- ・貯金事業からのお知らせ……………11
- ・遺族付加年金“きずな”のご案内……………11
- ・誕生月にご自宅へ「ねんきん定期便」を送付しています……………12
- ・健康食彩「あじのソテーフレッシュトマトソース添え」……………13
- ・放置すると神経・目・腎臓などの深刻な合併症につながる糖尿病……………14
- ・東京都市町村職員共済組合宿泊施設のご案内……………15

本誌をご家庭にお持ち帰り、みなさまでご覧ください

第3選挙区組合会議員の補欠選挙を実施しました

本組合第3選挙区選出の組合会議員であった鈴木 俊美議員（前栃木市長）が退任され、市町村長側の組合会議員に欠員が生じたことに伴い、5月14日に補欠選挙を行いました。

その結果、第3選挙区組合会議員に大川 秀子氏（栃木市長）が当選されましたのでお知らせいたします。

なお、任期は平成30年5月14日から平成30年11月30日までとなります。



議員
大川 秀子 氏
(栃木市長)

平成29年度 決算が承認されました

5月21日に開会しました第155回栃木県市町村職員共済組合組合会で、平成29年度決算が承認されましたので、そのあらましをお知らせいたします。

● 総括

平成29年度は、組合員数及び被扶養者数ともに前年度に引き続き減少となりましたが、組合員数の減少幅は縮小傾向にあります。

また、標準報酬の月額はや平均年齢の低下などから減少しており、標準期末手当等の額は勤勉手当の支給月数の引き上げが行われたことにより増加となりました。

組合員数・被扶養者数

| 種別 | 年度 | 平成29年度 | 平成28年度 | 比較増△減 |
|--------------|----|---------|---------|-------|
| 組合員数 | | 16,690人 | 16,705人 | △15人 |
| 被扶養者数 | | 15,367人 | 15,618人 | △251人 |
| 任意継続組合員数 | | 230人 | 280人 | △50人 |
| 任意継続組合員被扶養者数 | | 128人 | 164人 | △36人 |
| 第3号厚生年金被保険者※ | | 16,682人 | 16,697人 | △15人 |

※第3号厚生年金被保険者は、長期に係る組合員のうち70歳未満の者。以下同じ。

標準報酬の月額

| 種別 | 区分 | 標準報酬の月額 | 前年度決算額との比較 | |
|-------------|----|---------------------------|---------------------------|-----------------------|
| | | | 前年度決算額 | 比較増△減 |
| 一般組合員 | 長期 | 5,484,434千円 (30,180千円) | 5,571,708千円 (30,590千円) | △87,274千円 (△410千円) |
| | 短期 | 5,522,814千円 (33,510千円) | 5,611,448千円 (33,860千円) | △88,634千円 (△350千円) |
| 市町村長組合員 | 長期 | 14,880千円 | 14,850千円 | 30千円 |
| | 短期 | 20,540千円 | 20,300千円 | 240千円 |
| 特定消防組合員 | 長期 | 879,260千円 | 890,590千円 | △11,330千円 |
| | 短期 | 879,470千円 | 891,310千円 | △11,840千円 |
| 長期組合員 | 長期 | 500千円 | 0千円 | 500千円 |
| | 短期 | 500千円 | 0千円 | 500千円 |
| 市町村長長期組合員 | 長期 | 620千円 | 620千円 | 0千円 |
| | 短期 | 1,030千円 | 1,030千円 | 0千円 |
| 継続長期組合員 | 長期 | 1,060千円 〔1,060千円〕 | 1,000千円 〔1,000千円〕 | 60千円 〔60千円〕 |
| 小計 | 長期 | 6,380,754千円 | 6,478,768千円 | △98,014千円 |
| | 短期 | 6,424,354千円 | 6,524,088千円 | △99,734千円 |
| 任意継続組合員 | 短期 | 82,122千円 | 89,482千円 | △7,360千円 |
| 合計 | 長期 | 6,380,754千円 | 6,478,768千円 | △98,014千円 |
| | 短期 | 6,506,476千円 | 6,613,570千円 | △107,094千円 |
| 第3号厚生年金被保険者 | | 6,376,004千円 | 6,474,018千円 | △98,014千円 |

標準期末手当等の額

| 種別 | 区分 | 標準期末手当等の額 | 前年度決算額との比較 | |
|-------------|----|-----------------------------|-----------------------------|------------------------|
| | | | 前年度決算額 | 比較増△減 |
| 一般組合員 | 長期 | 21,498,261千円 (136,945千円) | 21,326,944千円 (129,160千円) | 171,317千円 (7,785千円) |
| | 短期 | 21,518,436千円 (154,018千円) | 21,344,912千円 (144,994千円) | 173,524千円 (9,024千円) |
| 市町村長組合員 | 長期 | 67,198千円 | 69,672千円 | △2,474千円 |
| | 短期 | 91,285千円 | 92,890千円 | △1,605千円 |
| 特定消防組合員 | 長期 | 3,193,676千円 | 3,100,359千円 | 93,317千円 |
| | 短期 | 3,193,676千円 | 3,100,359千円 | 93,317千円 |
| 長期組合員 | 長期 | 2,431千円 | 0千円 | 2,431千円 |
| | 短期 | 2,431千円 | 0千円 | 2,431千円 |
| 市町村長長期組合員 | 長期 | 3,000千円 | 3,000千円 | 0千円 |
| | 短期 | 4,856千円 | 4,782千円 | 74千円 |
| 継続長期組合員 | 長期 | 3,550千円 〔3,550千円〕 | 3,262千円 〔3,262千円〕 | 288千円 (288千円) |
| 合計 | 長期 | 24,768,116千円 | 24,503,237千円 | 264,879千円 |
| | 短期 | 24,810,684千円 | 24,542,943千円 | 267,741千円 |
| 第3号厚生年金被保険者 | | 24,745,805千円 | 24,481,029千円 | 264,776千円 |

一般組合員の（ ）書きは、特別職（再掲）。以下同じ。
継続長期組合員の〔 〕書きは、退職派遣者（再掲）。以下同じ。

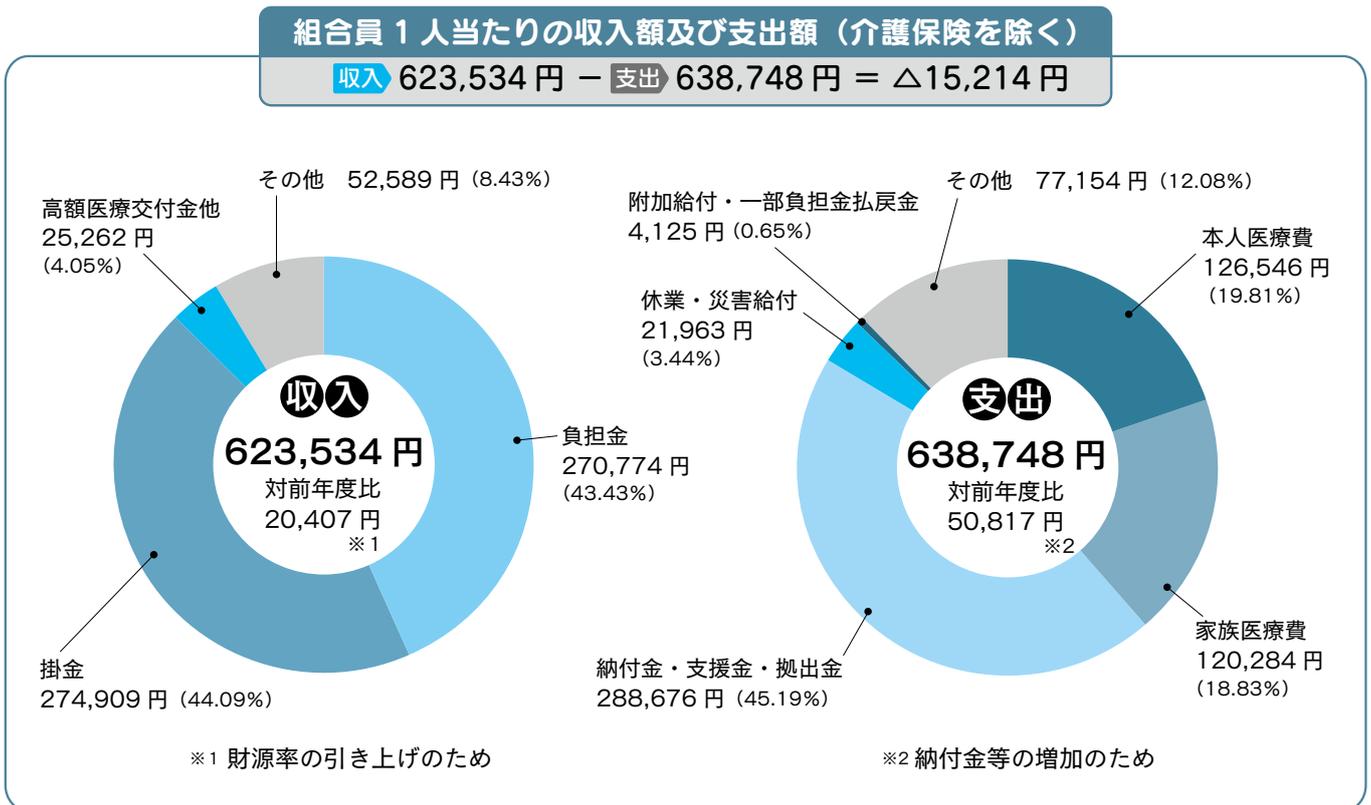
●短期経理

短期経理は、組合員とその被扶養者の皆様が医療機関等で受診されたときの医療費や出産、死亡等の各種給付金を支払う「短期給付」と介護保険料を徴収し納付する「介護保険」を行っており、財源は、組合員の皆様の掛金と地方公共団体の負担金で賄われています。

平成 29 年度は、短期給付は短期財源率を引き上げたことにより掛金・負担金収入が増加したものの、高齢者医療制度への納付金等の支出が増加したため、支出が収入を上回りました。

決算の結果、当期短期損失金として 2 億 5,805 万 3,301 円を生じたので、前年度より繰り越した短期積立金を取り崩し補てんし、欠損金補てん積立金の不要額 916 万 5,522 円を短期積立金に積み立てました。なお、翌年度へ繰り越す欠損金補てん積立金は 4 億 3,969 万 4,968 円、短期積立金は 5 億 9,667 万 8,937 円となります。

介護保険は、当期介護損失金として 119 万 8,376 円を生じたので、前年度より繰り越した介護積立金を取り崩し補てんし、翌年度へ繰り越す介護積立金は 303 万 3,633 円となりました。



●厚生年金保険経理

厚生年金保険経理は、老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金及び被用者年金一元化前の旧職域部分を除く共済年金の給付に要する費用となる経理です。

組合員保険料、負担金として収入した 232 億 5,632 万 2,269 円は、全額を全国市町村職員共済組合連合会に払い込みました。

払い込んだ資金は、全国市町村職員共済組合連合会において運用が行われており、平成 29 年度末の運用利回り（時価ベース）は、6.40%（速報値）となっております。

●退職等年金経理

退職等年金経理は、公務員版企業年金に相当する退職年金の給付並びに平成 27 年 10 月以降に受給権が発生した公務上の障害、遺族年金給付に要する費用となる経理です。

掛金、負担金として収入した 15 億 24 万 8,035 円は、全額を全国市町村職員共済組合連合会に払い込みました。

払い込んだ資金は、全国市町村職員共済組合連合会において運用が行われており、平成 29 年度末の運用利回り（簿価ベース※）は、0.42%（速報値）となっております。

※この経理の運用における国内債券は、満期持ち切りを前提とするため、簿価評価としています。

● 経過的長期経理

経過的長期経理は、共済年金のうちの職域部分の給付及び平成 27 年 9 月以前に受給権が発生した公務上の障害、遺族年金給付に要する費用となる経理です。

負担金として収入した 8,001 万 9,619 円は平成 27 年 9 月以前に受給権が発生した公務上の障害、遺族年金給付に要する資金に充てるため、全額を全国市町村職員共済組合連合会に払い込みました。

払い込んだ資金は、全国市町村職員共済組合連合会において運用が行われており、平成 29 年度末の運用利回り（時価ベース）は、6.81%（速報値）となっております。

● 経過的長期預託金管理経理

経過的長期預託金管理経理は、経過的長期積立金の一部を全国市町村職員共済組合連合会から預託を受け、貸付経理への貸付、地方公共団体が発行する縁故地方債の引受けなどの資金として運用しております。

決算の結果、利息及び配当金は 5,738 万 9,755 円生じたので、全額を連合会預託金に振替えました。

● 業務経理

この経理は、短期給付、長期給付事業などを行うための事務費や人件費等について、地方公共団体からの組合員 1 人当たり 11,440 円の負担金や連合会交付金などにより賄っております。

決算の結果、当組合が入居していた栃木会館の解体に伴う負担金等の支出により、当期損失金として 1,916 万 55 円を生じたので、前年度より繰り越した積立金 5 億 1,136 万 7,965 円を取り崩してこれに充てました。したがって、翌年度に繰り越す積立金は、4 億 9,220 万 7,910 円となりました。

● 保健経理

保健経理は、組合員及びその被扶養者の皆様の健康増進及び保養のため、人間ドック、PET 検査等の疾病対策事業や生活習慣病を改善することを目的とした特定健康診査・特定保健指導、宿泊施設等の利用助成などを行っています。

平成 29 年度は、人間ドックは昨年度とほぼ同数の約 1 万人、PET 検査は 31.5%減の 137 人、婦人科検診は昨年度とほぼ同数の 3,736 人の受診がありました。これらの検診は、病気の早期発見・早期治療にもつながりますので、引き続き積極的に受診してください。

また、特定健康診査は、組合員は約 96%（対象者：9,668 人、受診者：9,294 人）と高い受診率でしたが、被扶養者は約 56%（対象者：3,232 人、受診者：1,793 人）と半数近くの方が受診していない状況です。

特定保健指導は、組合員及び被扶養者ともに約 2 割程度の受診となっておりますので、引き続き生活習慣病の予防のために該当者は受診してください。

決算の結果、当期損失金として 757 万 4,893 円を生じたので、前年度より繰り越した積立金 4 億 9,355 万 3,297 円を取り崩してこれに充てました。したがって、翌年度に繰り越す積立金は、4 億 8,597 万 8,404 円となりました。

保健事業支出の概要

| 項 目 | | 事業計画額 | 決 算 額 | 概 要 | |
|------------------|------------------|---------------|---------------|---|---|
| 保 健 事 業 | 人 間 ド ッ ク | 305,800,000 円 | 275,132,280 円 | 日帰りドック 8,069 人、宿泊ドック 881 人、 脳ドック（日帰り）534 人、脳ドック（宿泊）142 人、 受診年度 60 歳の組合員 370 人 | |
| | 保 がん 検 診 | 30,057,000 円 | 30,404,661 円 | 胃がん 3,917 人、肺がん 6,802 人、大腸がん 4,351 人、 肝炎ウイルス 329 人、前立腺がん 649 人 | |
| | 保 婦 人 科 検 診 | 14,308,000 円 | 14,690,593 円 | 子宮頸がん 1,542 人、乳がん 2,194 人 | |
| | 健 PET 検 査 助 成 | 10,540,000 円 | 8,494,000 円 | 137 人 | |
| | 関 | 歯 科 健 診 | 3,780,000 円 | 3,679,560 円 | 出向型：受診者 1,327 人（18 所属所） 来院型：受診者 251 人 |
| | | インフルエンザ助成 | 12,400,000 円 | 10,963,000 円 | 組合員 9,097 件、被扶養者 1,866 件 |
| | 係 | 電 話 健 康 相 談 | 1,000,000 円 | 982,800 円 | 電話健康相談 437 件 電話メンタルヘルスカウンセリング 197 件 面接メンタルヘルスカウンセリング 38 件 |
| | | 禁煙サポート助成 | 200,000 円 | 30,000 円 | 3 人 |
| | | 救急薬品等配付 | 34,000,000 円 | 36,131,843 円 | 組合員 16,666 人、任意継続組合員 239 人 |
| | 保 養 関 係 | 協定施設利用助成 | 3,150,000 円 | 2,220,000 円 | 組合員 453 人、被扶養者 287 人 |
| 県内施設利用助成 | | 13,200,000 円 | 13,920,000 円 | 組合員 3,791 人、被扶養者 849 人 | |
| 県外施設利用助成 | | 1,700,000 円 | 1,742,000 円 | 組合員 553 人、被扶養者 318 人 | |

| | | | | | |
|-----------|-----------|--------------|---------------|-------------------------------------|-------------------------------|
| 保健事業 | 図書広報関係 | 育児指導誌 | 1,421,000 円 | 763,104 円 | 育児指導誌の配付：該当者 396 人 |
| | | 医療費通知 | 400,000 円 | 372,600 円 | 医療費等について通知 |
| | | 後発医薬品差額通知 | 100,000 円 | 95,040 円 | 後発医薬品の差額について通知 |
| | | 受診勧奨通知 | 100,000 円 | 84,630 円 | 検査値が受診勧奨値を超えて医療機関未受診者へ通知 |
| 保健事業 | 講座関係 | 健康セミナー | 800,000 円 | 721,008 円 | 健康セミナー及びメンタルヘルスセミナーを開催（各 1 回） |
| | | ライフプランセミナー | 100,000 円 | 13,040 円 | ライフプランセミナーを開催（2 回） |
| | | 健康料理教室 | 500,000 円 | 222,300 円 | 健康料理教室を開催（3 回） |
| 特定健診・保健指導 | 特定健康診査 | 13,174,000 円 | 12,307,909 円 | 受診者 組合員 9,288 人 被扶養者 1,758 人 | |
| | 特定保健指導 | 11,045,000 円 | 12,809,285 円 | 保健指導実施者：動機付け支援 142 人 積極的支援 191 人 | |
| 疾病分析関係 | レセプトデータ費用 | 120,000 円 | 51,549 円 | レセプト電子データ化費用 | |
| 合計 | | | 457,895,000 円 | 425,831,202 円 | |

●貯金経理

貯金経理は、加入者の皆様からお預かりした資金を効率的に運用し、その運用益を加入者へ還元することにより、加入者の福祉の向上を図ることを目的としています。

平成 29 年度は、国債・地方債・政府保証債・事業債等により運用に努めた結果、利息及び配当金は 7 億 3,927 万 7,093 円、加入者への支払利息は 6 億 7,153 万 3,253 円となり、運用利回りは 1.59% となりました。

決算の結果、当期利益金として 6,223 万 84 円が生じ、欠損金補てん積立金に積立てましたが、法令に基づき貯金額の 5% を欠損金補てん積立金として積立てることになっているため、不足額 5,936 万 5,409 円を積立金から取り崩して補てんしました。

したがって、欠損金補てん積立金は 22 億 4,374 万 4,521 円、積立金は 8 億 8,528 万 4,468 円となりました。

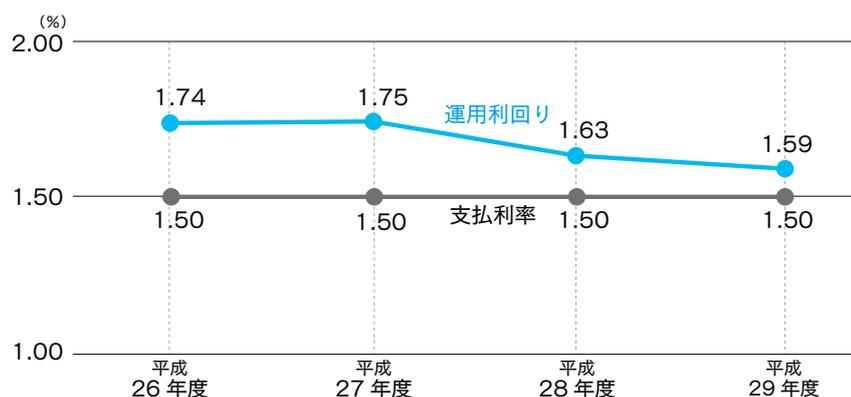
なお、貯金総額は 448 億 7,489 万 432 円、貯金者数は 9,155 人となりました。

貯金経理の資産構成

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

| 区分 | | | 金額 | 割合 | 区分 | | | 金額 | 割合 |
|---------------|-----------------|------------------|-----------------|-----------------|------------------|---------------------|-----------------|----|----|
| 普通預金等 | | | 640,216,816 円 | 1.33% | 社債 | 三菱東京 UFJ 期限前償還条項付社債 | 1,400,000,000 円 | | |
| 国債 | 利付国債 | 18,647,935,000 円 | | SMBC 日興証券 #6254 | | 1,000,000,000 円 | | | |
| | 国債計 | 18,647,935,000 円 | (38.79%) | 大和証券 #13010 | | 1,000,000,000 円 | | | |
| | | | | | 社債計 | 9,098,312,000 円 | (18.92%) | | |
| 投資有価証券 | 地方債 | 栃木県公債 | 199,960,000 円 | | 投資有価証券 | 公営企業債 | 400,000,000 円 | | |
| | | 群馬県公債 | 200,000,000 円 | | | 日本高速道路保有債務返済機構債 | 7,296,675,000 円 | | |
| | | 埼玉県公債 | 199,950,000 円 | | | 一般担保住宅金融支援機構債 | 3,994,450,000 円 | | |
| | | 愛知県公債 | 300,000,000 円 | | | 地方公営企業等金融機構債 | 199,328,000 円 | | |
| | | 福井県公債 | 100,000,000 円 | | | 国際協力機構債 | 896,448,000 円 | | |
| | | 兵庫県公債 | 199,737,000 円 | | | 地方公共団体金融機構債 | 1,100,000,000 円 | | |
| | | 那須塩原市地方債 | 100,000,000 円 | | | 日本政策金融公庫社債 | 800,000,000 円 | | |
| | | 地方債計 | 1,299,647,000 円 | (2.70%) | | 東京都住宅供給社債 | 400,000,000 円 | | |
| | 社債 | 北陸電力社債 | 198,846,000 円 | | | 新関西国際空港社債 | 899,920,000 円 | | |
| | | 四国電力社債 | 300,000,000 円 | | | 福岡北九州高速道路債券 | 300,000,000 円 | | |
| 九州電力社債 | | 200,000,000 円 | | 鉄道建設・運輸施設支援機構債券 | 600,000,000 円 | | | | |
| 東日本旅客鉄道社債 | | 1,500,000,000 円 | | 都市再生債券 | 399,860,000 円 | | | | |
| 東海旅客鉄道社債 | | 1,100,000,000 円 | | 諸債券計 | 17,286,681,000 円 | (35.96%) | | | |
| 西日本旅客鉄道社債 | | 300,000,000 円 | | 投資有価証券計 | 46,332,575,000 円 | 96.37% | | | |
| 東京地下鉄社債 | | 200,000,000 円 | | 金銭信託 | 1,000,000,000 円 | 2.08% | | | |
| 東京瓦斯社債 | | 199,466,000 円 | | 長期貸付金 | 100,000,000 円 | 0.21% | | | |
| 大阪瓦斯社債 | | 100,000,000 円 | | 固定資産 | 1,222,808 円 | 0.01% | | | |
| 東邦瓦斯社債 | | 200,000,000 円 | | 合計 | 48,074,014,624 円 | 100.00% | | | |
| 三菱東京 UFJ 銀行社債 | 1,400,000,000 円 | | | | | | | | |

貯金経理の運用利回りと支払利率の推移



共済貯金の支払利率は、運用利回りが低下していることから、年利 1.5% の維持が厳しい状況にあります。



貸付経理

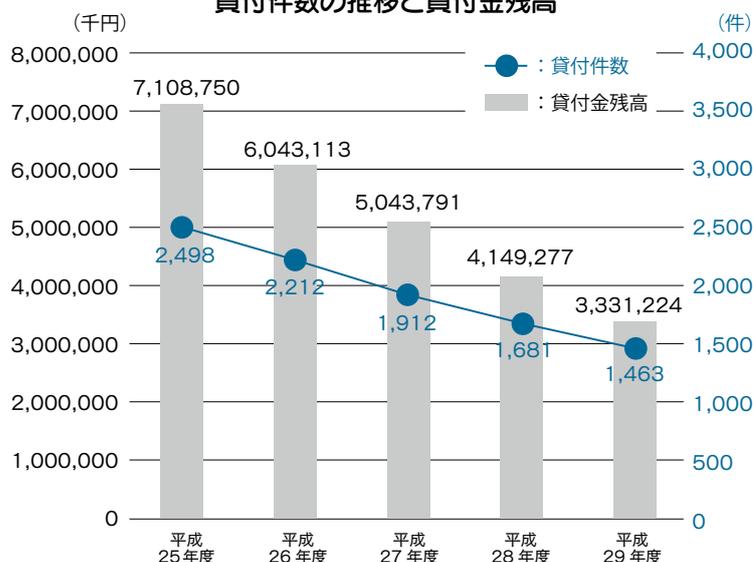
貸付経理は、組合員が居住する住宅の新築や子の学費など、必要な資金の貸付を行っています。

組合員貸付金は、年々減少しており、平成 29 年度末の貸付件数は 1,463 件、貸付金残高は 33 億 3,122 万 4,002 円となりました。

決算の結果、当期利益金として 1,760 万 437 円を生じたので、全額を積立金に積み増しました。

なお、普通・住宅貸付等の利率は、**平成 30 年 1 月 1 日より年 2.66% から年 1.26% に引き下げました**ので、ぜひご利用ください。

貸付件数の推移と貸付金残高



物資経理

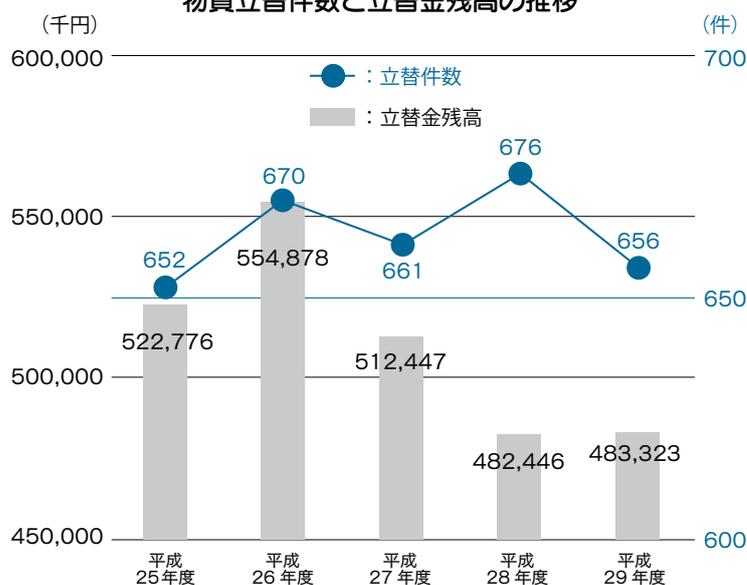
物資経理は、組合員の皆様が物資指定店から生活必需物資を購入した代金の立替や遺族付加年金“きずな”事業を行っています。

平成 29 年度は、立替件数が減少しましたが、立替金残高は横ばいとなりました。

平成 29 年度末の立替件数は 656 件、立替金残高は 4 億 8,332 万 3,043 円となり、決算の結果、当期利益金として 3,349 万 5,527 円を生じたので、全額を積立金に積み増しました。

なお、物資立替金利率は、**平成 30 年 1 月 1 日より年 1.7% から年 1.0% に引き下げました**ので、ぜひご利用ください。

物資立替件数と立替金残高の推移



被扶養者資格継続調査を実施します

—被扶養者の資格確認についてご協力をお願いします—

本年も次のとおり被扶養者資格継続調査を実施いたしますので、該当する組合員の皆様のご理解とご協力をお願いします。

なお、調査書及び添付書類の提出がない場合は、被扶養者資格の確認ができないため認定取消しとなりますので、各所属所が設定する締切日までに提出をお願いします。

●調査対象者

18歳から70歳までの被扶養者（本年4月1日以降に被扶養者として認定された者を除きます）。

●調査方法

該当組合員の方に対し、7月に「被扶養者資格継続調査書」を配付しますので、所要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、共済事務担当課へ提出してください。

●必要添付書類（調査書にのりづけ、またはホッチキスどめをしてください）

| 現況 | 添付書類 |
|--|--|
| 無職の方 | 無職証明書または非課税証明書（所得証明書） |
| 学生の方 | 有効期限の確認できる学生証の写しまたは在学証明書の写し |
| 給与収入のある方（パート、アルバイト） | 被扶養者資格継続調査書の裏面にある給与支払証明書に、毎月の賃金明細を記入し、事業主から証明を受けてください。 |
| 年金収入がある方 | 最新の年金改定通知書の写しまたは年金支給通知書の写し |
| 事業収入のある方 | 平成29年分確定申告書の写し及び収支内訳書の写し |
| 雇用保険、傷病手当金、利子・配当収入がある方 | 雇用保険受給資格者証の写し、手当金支給通知の写しなど収入の確認できる書類 |
| 平成30年3月31日までに被扶養者となった平成8年4月1日以前生まれの無職無収入の子及び組合員の兄弟姉妹 | 非課税証明書（所得証明書）及び扶養継続申立書 |

※上記添付書類のほか、必要に応じて関係書類を提出していただく場合もあります。

※本年7月より個人番号による情報連携が開始されましたが、昨年と同様に添付書類の提出をお願いします。

●別居している学生以外の被扶養者について

添付書類として毎月の送金の確認できる書類（ATM利用明細書の写し等）が必要になりますので、平成29年7月送金分以降のものを添付してください。添付できない場合は、さかのぼって認定取消しとなります（学生の方は添付の必要はありません）。

なお、送金額は対象被扶養者の年間収入の2分の1以上かつ、毎月5万円以上仕送りしていることが要件となります。

●被扶養者認定要件

被扶養者として引き続き認定するためには、一定の要件を満たすことが必要となります。詳しくは、共済のしおりまたは当共済組合ホームページの「組合員・被扶養者」のページをご覧ください。

●被扶養者資格の取消し

この調査で被扶養者としての要件を欠くことが判明したときは、判明した日からではなく、その要件を欠くに至った日までさかのぼり認定取消しとなります。この間に医療機関等で受診している場合は、共済組合が支払った医療費等は返還していただくことになります。

上記記事に関する
お問い合わせは

保健課

☎028-615-7816

[野木町]

～美しい自然と日本の近代化遺産・
煉瓦窯で知られる町

個性豊かな県内各市町をご紹介しているこのページ。今回は、ひまわり畑と煉瓦釜の景観が有名な、野木町をご紹介します。



▲町のシンボルのひとつ、野木町煉瓦窯

夏の野木町を鮮やかな色彩で飾るのが、大輪のひまわりです。

ひまわりは、野木町の町の花。1977年（昭和52年）に、当時の町のキャッチフレーズであった「緑と太陽の町、野木町」にふさわしい花として、町の花に制定されました。今では町内全域で約100万本が栽培されるまでになっています。

花の最盛期・7月下旬には、一大イベントである「ひまわりフェスティバル」が開催されます（今年は7月27日～7月29日の開催）。4.3haの敷地に約20万本のひまわりが咲き誇る会場では、ひまわり大迷路やひまわりトレン号の運行、打ち上げ花火、歌謡ショーなどの催しが行われ、関東全域から多くの人がつめかけます。

もう一つ、町のアイデンティティづくりにはひまわりが色濃く活かされているのが「野木ブランド」です。ひまわりの種や油を活かした菓子や食品、花酵母ひまわりを使用した麦焼酎などは、ヘルシーなイメージで人気。現在は町内産の花火等を含めて15種類が野木ブランドの認定を受けています。



▲町のキャラクター、ひまわりサンちゃん（向かって右）と のぎのん（同左）

マンホールの蓋にも、ひまわりのモチーフが



News

「のぎめし」

「のぎめし」とは、

- 野木町をモチーフにすること
- 町内産の農産物を使用すること
- ひまわりの種を使用すること

の3つのルールを取り入れた、野木町のご当地グルメです。和洋中、町内の各店舗が創意工夫を凝らしたこだわりの料理を提供しており、現在、5店舗・6品が参加しています。



近代日本を造った産業遺産 「ホフマン式煉瓦窯」



野木町交流センター

高さ約34メートル、基底は正16角形で外周約100メートル。その独特な姿から、町を代表するランドマークとも言うべき存在が、ホフマン式円形輪窯です（左・写真）。

その正体は、ドイツ人技師フリードリヒ・ホフマンの考案した方式により明治23年に造られた、旧下野煉化製造会社の煉瓦窯で、窯を円形に配置することで煉瓦を連続して効率的に製造

できるようになりました。明治23年から昭和46年までの約80年間、多いときで月40万本以上の赤レンガを焼き上げ、小山市の西堀酒造や日光市の日光金谷ホテルのほか、東京駅の旧駅舎の一部にもそのレンガが使われたといわれます。

ホフマン窯は全国で数多く造られましたが、野木町のものは完全な形を



▲窯の内部

保って現存する唯一のもので、国の重要文化財に指定されています。2016年5月に老朽化に伴う修復工事が完了し、併設された野木町交流センター「野木ホフマン館」と併りにリニューアルオープンしました。

●きらり館

（野木町ボランティア支援センター）

町のボランティア活動・町民活動の拠点・ネットワークづくりの場として作られた施設。無料レンタサイクルの貸出も行なっています。



●満福寺

古河公方足利成氏が建てたといわれる禅寺で、その墓が残ります。鎌倉時代中期の板碑や山門前の桜が有名です。



▲山門前の桜



●松原大橋

1996年（平成8年）に開通した、思川をまたぐ美しい姿のアーチ橋。

●野木神社

約1600年前の創建で、坂上田村麻呂が東征からの帰途、ここに詣でて勝どきをあげたと伝えられる古社。田村麻呂手植えの推定樹齢の1200年イチョウの木や、江戸時代の高名な画家・谷文晁作の黒馬繫馬図絵馬、和算の問題・解答を絵馬にして奉納した算額などの遺物が残り、地元小学生により奉納される太々神楽（五行の舞）で有名な12月3日の提灯もみは800年の歴史を誇ります。



▲田村麻呂手植えの大イチョウ

●ひまわり畑

今や町内で100万本が栽培されるひまわり。町の一大イベント、ひまわりフェスティバルの期間中には同じくひまわりで町おこしを図っている益子町・上三川町とも連携して地域の活性化や町民の交流を進めるため、平成25年より「ひまわりサミット」を行なっています。



ひまわりフェスティバル



●野渡橋

2016年6月に車両の通行が約7年ぶりに再開された野渡橋は、渡良瀬遊水地東南端の渡良瀬川に架かり、町と遊水地を結ぶ唯一の橋。ここからは渡良瀬川と思川の合流地点を望むことができるビュースポットとなっています。



●熊野神社

毎年4月の例祭で子どもだけにより奉納される舞・ささら獅子舞で有名な神社。



profile

●野木町

栃木県の南の玄関口に位置する野木町。その面積は県内自治体で最小ですが、人口密度は県内4位（町では1位）にあたります。1889年（明治22年）の町村制施行で10か村が合併して野木村となり、1963年の町村制施行で野木町が生まれました。今年は野木町誕生から55周年の節目となりますが、県内の市町村では唯一、町村制施行以来の約130年間で一度も合併がない自治体として知られています。

▶面積：30.26平方km

▶人口：25,099人（9,870世帯）

〔平成30年6月1日現在〕

個人番号による情報連携が開始されました

平成30年7月から個人番号を利用した情報連携が開始され、被扶養者の認定等において必要となる住民票や課税(非課税)証明書などの情報が情報提供ネットワークシステム等を通じて取得できるようになりましたが、当面の間は試行運用を行うこととなりました。

1 試行運用について

試行運用の期間中は、従来どおり添付書類の提出をお願いします。なお、試行運用の終了時期は未定となっておりますので、確定しましたら共済だよりにおいて改めてお知らせします。

2 添付書類の省略

試行運用終了後は、これまで添付が必要だった右記の書類が省略できるようになります。

ただし、地方税関係情報を取得する場合には、あらかじめ本人の同意を得る必要があるため同意書の添付が必要になります。

なお、試行運用期間中は、課税(非課税)証明書等の添付書類を提出していただきますが、併せて同意書の添付も必要となります。

| 被扶養者の認定等において省略可能となる添付書類 |
|-------------------------|
| 住民票の写し |
| 課税(非課税)証明書(※) |
| 源泉徴収票の写し(※) |
| 確定申告書の写し及び収支内訳書の写し(※) |
| 健康保険資格喪失証明書 |

※同意書の提出が必要となるもの。

70歳以上の高額療養費の自己負担限度額が見直されます

●現行区分(平成30年7月診療分まで)

| 区分 | 自己負担限度額 | |
|-----------------------------|--------------------------------|--|
| | 外来(個人ごと) | 外来+入院(世帯全体) |
| 一定以上所得者 標準報酬月額 28万円以上 | 57,600円 | 80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 〈44,400円〉 |
| 一般 標準報酬月額 26万円以下 | 14,000円 年間上限 (14万4,000円) | 57,600円 〈44,400円〉 |

●新区分(平成30年8月診療分から)

| 区分 | 自己負担限度額 | |
|-----------------------|--|----------------------|
| | 外来(個人ごと) | 外来+入院(世帯全体) |
| III 標準報酬月額 83万円以上 | 252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% 〈140,100円〉 | |
| II 標準報酬月額 53万~79万円 | 167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% 〈93,000円〉 | |
| I 標準報酬月額 28万~50万円 | 80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 〈44,400円〉 | |
| 標準報酬月額 26万円以下 | 18,000円 年間上限 (14万4,000円) | 57,600円 〈44,400円〉 |

引き上げ
細分化

引き上げ

- ・〈 〉は直近12カ月間に同じ世帯で3カ月以上高額療養費に該当した場合の4カ月目以降の金額です【多数該当】。
- ・低所得者の自己負担限度額の変更はありません。
- ・「高額介護合算療養費」についても平成30年8月から算定基準が見直されます。詳しくは、共済組合ホームページをご覧ください。
- ・一定以上所得者区分I、IIの人は、窓口支払い時に「限度額適用認定証」を提示すると、区分に応じた自己負担限度額までの支払いですみます。

ジェネリック医薬品を使用してみませんか

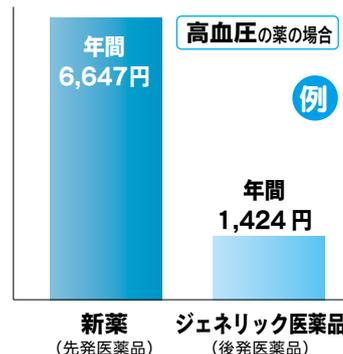
ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、新薬(先発医薬品)に比べて開発費用が少額のため、価格が3割から5割安く設定されています。

ジェネリック医薬品に切り替えると、自己負担額が少額になるため家計の負担が軽減され、特に高血圧やアレルギー性疾患等の治療中の方は薬剤費を大幅に節約できます。

国は医薬品にかかる国民負担の軽減に向けて、2020年9月末までにジェネリック医薬品の使用割合を80%にするという目標を掲げています。当組合全体の平成30年3月診療分の使用割合は約74%となっており、目標達成に向けさらに積極的な使用が必要となっています。

当組合では、今年度もジェネリック医薬品差額通知を実施します。この通知は、現在服用中の新薬をジェネリック医薬品に切り替えることで一定額以上の薬剤費の軽減が見込まれる方に対しお知らせするもので10月に送付する予定です。

ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の比較



ジェネリック医薬品の処方希望される方は、医師・薬剤師に相談のうえ、ご使用くださいますようお願いいたします。

貯金事業からのお知らせ

貯金事業とは、共済組合が加入者からお預かりした資金を効率的に運用し、その運用益を還元することにより福祉の増進を図ることを目的とした事業です。

■払戻及び解約金 送金日

| 区分 | 1回目 | 2回目 |
|-----|--------|--------|
| 8月 | 15日(水) | 30日(木) |
| 9月 | 14日(金) | 27日(木) |
| 10月 | 15日(月) | 30日(火) |

- ・解約金は2回目に送金します。
- ・「貯金払戻(解約)請求書」の締切日は各所属所により異なりますので、共済事務担当課までお問い合わせください。
- ・払戻限度額は前月末の残高となりますので、請求書を提出する際は、払戻額が限度額を超えていないことをご確認ください。

遺族付加年金“きずな”のご案内

1 申込手続きについて

遺族付加年金“きずな”(平成31年1月1日更新契約)の申込締切日は、平成30年8月6日(月)となっておりますので、新規加入及び加入内容の変更を希望する場合は、各所属所の共済事務担当課へ申込書を提出くださるようお願いいたします。

2 保険料改定について

平成31年1月1日更新契約からは、昨今の死亡率低下などを反映した保険料率改定により、遺族付加年金“きずな”(生命保険部分)及びきずなプラスの保険料が下がります。この機会に新規加入及び加入内容の見直しをご検討ください。

3 制度変更点について

平成31年1月1日更新契約より、次のとおり制度を変更します。

①継続年齢を延長

再任用職員の増加や組合員の定年延長を見据え、継続年齢を延長します。

| 制度名 | 現行 | 変更後 | 備考 |
|---------------------|-----|-----|----|
| 遺族付加年金“きずな”(生命保険部分) | 60歳 | 70歳 | |
| 遺族付加年金“きずな”(損害保険部分) | 70歳 | 80歳 | |
| きずなプラス | 70歳 | 80歳 | |
| 長期療養給付 | 60歳 | 64歳 | |
| 積立金プラン | 60歳 | 65歳 | |

所属所において保険料の給付控除ができる常時勤務再任用職員が対象

②保険金額に上限を制定

継続年齢の延長に伴う収支を考慮し、対策として66歳以上の加入者については保険金額に上限を設け、自動減額コースとします。

| 制度名 | 区分 | 上限 | |
|---------------------|----|---------|--------|
| | | 66～70歳 | 71～80歳 |
| 遺族付加年金“きずな”(生命保険部分) | | 2,100万円 | |
| きずなプラス | | 1,000万円 | 300万円 |

③年金受取期間の延長及び配偶者コースを追加

遺族付加年金“きずな”(生命保険部分)について選択肢を広げるため、年金受取期間の延長及び配偶者コースの追加を行います。

●年金受取期間の延長

| 現行 | 変更後 |
|-------|-------|
| 最長25歳 | 最長30歳 |

●配偶者コースの追加(死亡・高度障害保険金及び入院給付金のみ記載)

| コース | 月額保険料 (15歳～35歳の女性の場合) | 死亡・高度障害保険金 (一時金の場合) | 入院給付金 (日額) | 備考 |
|---------|--------------------------|------------------------|---------------|----|
| 1,000万円 | 790円 | 1,000万円 | 3,000円 | 新設 |
| 700万円 | 553円 | 700万円 | 2,100円 | 現行 |
| 500万円 | 395円 | 500万円 | 1,500円 | 現行 |
| 300万円 | 237円 | 300万円 | 900円 | 新設 |

年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6カ月以下は切り捨て、6カ月超は切り上げた年齢をいいます。

(例) 保険年齢40歳=平成31年1月1日現在満39歳6カ月を超え満40歳6カ月まで

記載の掛金は概算であって正規掛金は申し込み締切後3カ月以内に算出し、概算掛金と異なった場合は加入者にご通知し初回に遡って精算します。

制度内容の詳細については、配付しました「平成31年新規加入・更新のご案内 遺族付加年金“きずな”のご案内」パンフレットをご覧ください。

上記記事に関する
お問い合わせは

総務課福祉係

☎028-615-7805

9月に「厚生年金に係る保険料率」が引き上げられます

公務員共済に係る厚生年金保険料率は、これまで段階的に引き上げられてきましたが、下表のとおり、平成30年9月に引き上げられ、18.3%となり、日本年金機構に係る厚生年金保険料率と統一されます。

なお、厚生年金保険料率（18.3%）は、事業主である地方公共団体と組合員が1/2（9.15%）ずつ負担することとなります。

(単位:%)

| 区 分 | 平成30年8月まで | 区 分 | 平成30年9月から |
|----------|-----------|----------|------------------|
| 厚生年金保険料率 | 17.986 | 厚生年金保険料率 | 18.300 (+ 0.314) |

誕生月にご自宅へ「ねんきん定期便」を送付しています

「ねんきん定期便」 とは

「ねんきん定期便」は、年金制度加入者の皆様にご自身の年金加入記録についてご確認いただくとともに、保険料納付の実績や将来の年金給付に関する情報をお知らせするものです。共済組合では、60歳未満の組合員を対象に、毎年1回、誕生月の中旬にご自宅に送付しています。

この「ねんきん定期便」について、質問の多かった内容とその回答をQ&A形式でお知らせします。

Q1 「ねんきん定期便」に記載している住所が以前の住所になっているので、現在の住所に変更したいがどうすればよいですか。

A1 勤務先の共済事務担当課に、「組合員証（組合員被扶養者証）記載事項等変更申告書」を提出し、住所変更の手続きを行ってください。

なお、「ねんきん定期便」に記載している住所は、実際に送付する2か月前（例：7月生まれの方の場合、平成30年5月8日）の住所が表示されています。

そのため、すでに共済組合に住所変更の届出をしている場合でも、届出の時期によっては、変更が間に合わない場合があります。この場合、来年以降は変更後の住所に届きますので、ご了承ください。この事例については、氏名が異なる場合も同様です。

Q2 年金加入期間が実際に加入していた期間と相違している場合、どうすればよいですか。

A2 共済組合年金課（電話番号 028-615-7817）にお問い合わせください。

Q3 年金見込額が空欄や「*」と表示されていますがなぜですか。

A3 50歳以上でかつ年金加入期間が120月未満の方については、通知時点で年金の受給基準を満たしていないため、見込額に「*」と表示されます。また、国家公務員共済組合や農林共済組合の加入履歴がある場合は、年金見込額の計算ができない場合があります。この場合も見込額に「*」と表示される場合があります。

それ以外にも、通知日前1年程度の期間内に国民年金の追納等の手続きを行った場合や離婚分割等の手続きを行った場合は、見込額が計算できない場合があります。その場合は空欄になります。

これら以外の場合で、見込額が空欄であったり、「*」が表示されている場合には、共済組合で保有している情報を整備する必要があります。この場合も共済組合年金課（電話番号 028-615-7817）にお問い合わせください。

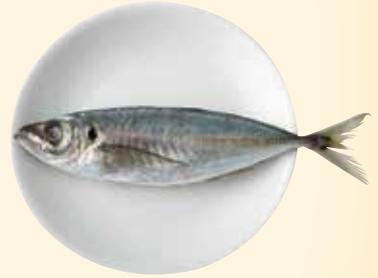
Q4 平成30年4月から共済組合に加入していますが、誕生月の5月に「ねんきん定期便」が日本年金機構から届きました。なぜですか。

A4 「ねんきん定期便」の作成時点（誕生月の2か月前）で国民年金に加入していた、または民間会社に勤務し厚生年金に加入していたためです。来年以降は共済組合から届くこととなります。

あじのソテー フレッシュ トマトソース添え

「あじ」

アジは暖流によって日本の周囲を回遊し、漁場を変えつつ季節を問わずに獲れる魚。旬は初夏で、7月ごろまでが美味しい時季です。栄養面では、良質なタンパク質とともに不飽和脂肪酸のDHAやEPA



を多く含み、血中の中性脂肪の低下や血栓の生成を防ぐ働きがあります。アミノ酸の一種のタウリンも豊富で、肝臓の機能を高めたり血中コレステロールの分解を促す効果も期待できます。

●作り方

- 1 なすを縦4等分に切る。ズッキーニを輪切りにする。ミニトマトを縦4等分に切る。
- 2 ボウルにミニトマトを入れてフォークの背で軽くつぶし、Aの材料を記載されている上から順に入れて混ぜ合わせ、ソースを作る。
- 3 あじに軽く塩・こしょうをし、小麦粉をまんべんなくまぶす。
- 4 フライパンにオリーブオイルを入れて中火にかけ、③のあじを入れて2分ほど焼いたら裏返し、なすとズッキーニを加える。
- 5 全体に火が通ったら、あじ、野菜を器に盛り付け、②のソースを添える。

●材料 (2人分)

| | |
|------------|------------|
| なす | 1本 (100g) |
| ズッキーニ | 1/3本 (40g) |
| ミニトマト | 6個 (90g) |
| 砂糖 | 小さじ1/2 |
| 塩 | 小さじ1/4 |
| A パジル (粉) | 少々 |
| 酢 | 大さじ1 |
| オリーブオイル | 小さじ1 |
| あじ (3枚おろし) | 2尾分 |
| 塩・こしょう | 少々 |
| 小麦粉 | 大さじ1/2 |
| オリーブオイル | 大さじ1/2 |

1人分

エネルギー
176
kcal

塩
1.2
g



もうひと皿 ひじきと枝豆のサラダ

豆類は、血中コレステロールを下げる効果がある水溶性食物繊維を多く含みます。コレステロール値 (LDL) や中性脂肪値が気になる人におすすめの一品です。

●材料 (2人分)

| | | | | |
|-----------------|--------------|---|------------|----------|
| 乾燥ひじき | 5g | A | 梅干し | 1個 (10g) |
| 枝豆 (さや入り・ゆでたもの) | 50g (正味 25g) | | 砂糖 | 小さじ1 |
| にんじん | | | 1/5本 (30g) | 酢 |
| | | | ごま油 | 小さじ1 |

●作り方

- 〈下準備〉乾燥ひじきは水で戻して洗い、ザルに上げて水切りしておく。
- 1 枝豆をさやから取り出す。にんじんを千切りにする。梅干しは種を取り除き、包丁で細かくたたいてペースト状にする。
 - 2 ボウルにAの材料を記載されている上から順に入れて混ぜ合わせる。
 - 3 ②のボウルの中に、水気をよく切ったひじき、枝豆、にんじんを入れて混ぜ合わせ、器に盛り付ける。



1人分

エネルギー
67
kcal

塩
0.5
g

料理制作/柴田真希 (管理栄養士)
スタイリング/佐藤絵理 撮影/花田真知子

放置すると神経・目・腎臓などの 深刻な合併症につながる 糖尿病

**成人男性の約5人に1人は
糖尿病の疑いあり！**

厚生労働省「国民健康・栄養調査（平成27年）」によると、糖尿病が強く疑われる人の割合は、男性19.5%、女性9.2%です。男性は、約5人に1人が糖尿病の疑いがあることとなります。糖尿病には、早期の自覚症状がありません。他人事と思わずに、健診結果をよく確認しましょう。

血液中のブドウ糖（血糖）が多くなる病気を「糖尿病」といいます。食事をすると、血液中のブドウ糖は増加しますが、健康な人ではインスリンというホルモンの働きによって体内に取り込まれるのに対し、糖尿病の人ではインスリンの働きや量が少なく、体内にうまく取り込まれません。

血液に残った大量のブドウ糖は、血管や神経を傷つけ、放置してしまうと深刻な合併症につながります。健診結果の数値は、よく確認しましょう。

1. 血液中のブドウ糖が急激に増える

ドカ食いや炭水化物、甘いものの摂りすぎによって、血液中のブドウ糖は急激に増加します。

2. すい臓からインスリンが大量に分泌される

増えすぎたブドウ糖を体内に取り込もうと、すい臓はインスリンを大量に分泌します。

3. インスリンの作用不足が起こる

インスリンを大量に分泌しなければならぬ状態が続くと、すい臓が疲弊してしまい、血液中のブドウ糖が減らなくなってきます。これが糖尿病の始まりです。

4. 血管や神経が傷ついていく

血液に残った大量のブドウ糖が、血管や神経を傷つけていきます。その影響は、体内の細い血管や末梢神経から現れてきます。

5. 神経・目・腎臓などに合併症を発症

手足の先に痛みやしびれなど（糖尿病神経障害）

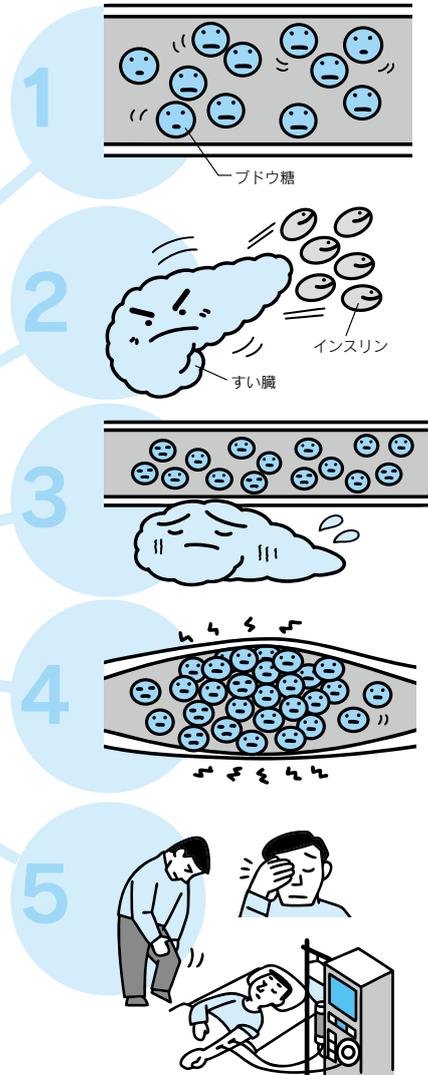
→さらに進行すると、足のけがから壊疽も…

網膜症から視力低下、飛蚊症など（糖尿病網膜症）

→さらに進行すると、失明も…

腎機能低下からむくみ、貧血、高血圧など（糖尿病腎症）

→さらに進行すると、人工透析も…



特定健診では、こんな数値に気をつけよう！

●空腹時血糖

食事の影響がない状態でのブドウ糖の量を測定します。そのため、誤って検査前に食事を摂ってしまうと、正確な判定をすることができません。健診の案内に従って絶食してください。

保健指導判定値…100mg/dL 以上

受診勧奨判定値…126mg/dL 以上

●HbA1c（NGSP値）

血液中のヘモグロビンが、どのくらいの割合でブドウ糖と結合（HbA1c）しているかを調べることにより、過去1～2カ月間の血糖の状態がわかります。なお、ふだんの食事量に大きくばらつきがあると、正確な判定をすることができません。

保健指導判定値…5.6%以上

受診勧奨判定値…6.5%以上

●尿糖

尿中のブドウ糖の有無を調べる検査です。通常、血液中のブドウ糖は腎臓の糸球体で濾過され、尿細管で100%再吸収されるため、尿中にはありません。尿中にブドウ糖がある場合、血液中のブドウ糖が多すぎる状態や、腎機能が低下している状態が考えられます。なお、尿糖＝糖尿病とは限らず、血糖値の検査結果を含めて判断されます。

判定値…陽性（+）以上



東京都市町村職員共済組合宿泊施設のご案内

自然の温もりを活かした空間で味わう

心やすらぐひととき

海辺の眺めに

熱海 伊豆多賀温泉郷
保養所

シーサイド いずたが

◆ご宿泊料金◆
平日利用 1泊2食付(1室2名利用、部屋風呂なし)
10,128円 (税金・サービス料込み)

1室あたりの利用人数が増えるほど宿泊料がお得になります。
詳細はホームページでご確認ください。

夏季期間のご予約も承っております。目の前に広がる長浜海水浴場は、波も穏やかで、小さなお子様でも安心して楽しめます。ぜひご家族で夏の海を満喫してください。



〒413-0101 静岡県熱海市上多賀12番地
TEL 0120-73-1241
<http://t-kyosai.jp/izutaga>

JR伊東線伊豆多賀駅から無料送迎サービスあり!

施設概要

<客室> 26室(内、洋室1室) <定員> 93名
※洋室はツインルーム(バリアフリー対応)です。

<浴室> 男女各1(温泉 サウナ付)
温泉: カルシウム・ナトリウム泉
休息コーナー(マッサージチェア)

<館内設備> イベントホール、会議室、大広間、
スナック、喫茶ラウンジ、売店

ホテル日航立川 東京

デザインや快適性など随所にニッコー・ホテルズ・インターナショナルのノウハウを活かしたこだわりを配し、天然木や自然の石の温かみを活かした上質であたたかみのある空間が誕生いたしました。
心づくしのおもてなし、機能性と高級感に溢れたしつらえに仕上げたホテルをぜひご利用ください。



ご宿泊
落ち着いた空間で
くつろぎの時間を



ご婚礼
温もりあふれる演出で
憧れの一日を



ご宴会&会議
人々が集い、織りなす
記憶に残るひとときを



レストラン
スタイリッシュな空間で
洗練された味わいを



〒190-0022 東京都立川市錦町1-12-1
TEL 042-521-1111(代表)
www.hotelnikko-tachikawatokyo.jp

〈電車でのアクセス〉JR立川駅南口徒歩7分
多摩モノレール立川南駅から徒歩8分
〈お車でのアクセス〉中央自動車道 国立府中ICより約4.5km

施設概要

<客室> 6階~11階 100室
<宴会場> 3階・4階 大宴会場2室 中宴会場1室
小宴会場3室 和室1室
<結婚式場> 6階 チャペル「フルリール」
<レストラン> 1階 All Day Dining 紗灯(シャトー)
<その他の設備> ウェディングサロン、写真室、美容室、
衣裳室、ビジネスセンター、ランドリールーム、駐車場

「ライフサポートセミナー」の 参加者を募集します!

「30歳～40歳代」及び「50歳以上」の組合員と配偶者を対象に、「ライフサポートセミナー」を開催します。

退職後に向けたライフプランの作成方法や資金形成について、年齢にあわせた内容の講演を予定しています。この機会に一度、退職後のライフプランについて考えてみませんか。ご興味のある方は、ぜひご参加ください。

当日は、共済組合年金課職員による年金制度の説明や個別相談も予定しています。年金制度について日ごろ疑問に思っていることなどについて、ご質問・ご相談ください。

参加を希望される方は「ライフサポートセミナー参加申込書」を共済組合保健課あてに直接送付いただくか所属所の共済事務担当課に提出してください。共済組合ホームページからもお申込みいただけます（FAXによる申込みはご遠慮ください）。

また、申し込み多数の場合には抽選を行い、結果につきましては当組合から直接、組合員様あてに開催2週間前までに通知いたします。参加希望者が少数の場合、開催が中止となることがありますのでご了承ください。

ライフサポートセミナー

- 対象者** ●30歳～40歳代の組合員および配偶者
●50歳以上の組合員および配偶者
- 開催日** ●30歳～40歳代 平成30年8月25日(土)
⇒申込締切日 平成30年8月3日(金)
●50歳以上 平成30年9月1日(土)
⇒申込締切日 平成30年8月10日(金)
- 開催場所** とちぎ健康の森
栃木県宇都宮市駒生町3337-1
TEL 028-623-5858
- 定員** 各40名程度
参加費 無料

ご参加の方には、貯蓄や税金のことなどについて役立つ冊子を差し上げます

| 区分 | 30歳～40歳代 | 50歳以上 |
|-------------|---|---------------------------------------|
| 10:30～10:40 | 開会挨拶 | |
| 10:40～11:20 | お金を取り巻く環境について | お金を取り巻く環境について |
| 11:20～12:00 | ライフプランの基礎知識 | ライフプランの基礎知識 |
| 12:00～13:00 | 昼食・休憩（昼食は、各自ご用意ください。） | |
| 13:00～14:00 | 資産形成について （金融資産の種類を学ぶ） | セカンドライフにあった資産形成 |
| 14:00～15:00 | 資産形成について （優遇制度 [iDECO・NISA] や分散投資について） | 資産形成について （金融資産の種類を学ぶ） |
| 15:00～15:30 | 年金制度について 共済組合年金課職員による年金制度説明、個別相談など | 年金制度について 共済組合年金課職員による年金制度説明、個別相談など |
| 15:30～15:40 | 閉会挨拶（アンケート記入後解散） | |

※掲載されている時間・内容等については、当日変更となる場合があります。

ライフサポートセミナー参加申込書

| | | | | |
|-------------------------------|------|---------------------|----|-----------------|
| 所属所名 | | 組合員証 記号番号 | — | |
| フリガナ | | 組合員の参加 | | |
| 組合員氏名 | | 有 ・ 無 | | |
| 配偶者 | フリガナ | 性別 | 年齢 | |
| | 氏名 | 男 ・ 女 | 歳 | |
| 参加希望日 (希望日に○を付けてください) | | 8月25日(土) (30歳～40歳代) | | 9月1日(土) (50歳以上) |
| 当日に連絡の取れる電話番号 | | — | | |
| 上記によりライフサポートセミナーの参加申込みをいたします。 | | | | |
| 栃木県市町村職員共済組合理事長 様 | | | | |
| 平成30年 月 日 | | | | |
| 申込者(組合員)氏名 | | | | |

※このセミナーの参加申し込みに関する個人情報は、今回のセミナーにのみ使用しそれ以外の目的には使用しません。

共済だより 第317号 平成30年7月発行

発行/栃木県市町村職員共済組合 〒320-0811 宇都宮市大通り二丁目3番1号 井門宇都宮ビル 3階

電話 028-615-7804 FAX 028-615-7566

URL <http://www.tochigi-kyosai.jp> E-mail sityouson@tochigi-kyosai.jp

本誌に関するご意見・感想をFAXまたはmailでお寄せください。お待ちしております。